

令和7年2月診療分に係る普通交付金(直接支払)の事務処理について

No.	送付(納入)元⇒送付(納入)先	日程	送付(納入)物等	留意事項等
1	連合会 ⇒ 市町村	3月19日(水)	2月診療分の診療報酬(国保一般・退職)に係る「払込請求書(赤刷)」(一定額分)を送付。 ※「払込請求書(赤刷)」(一定額分)送付日の13時までには国保総合システムにて以下の帳票を公開。 ・帳票ID:SNKTT1159 国民健康保険診療報酬等請求内訳書【「一定額分」】(一般・合計) ・帳票ID:SNKTT1160 国民健康保険診療報酬等請求内訳書【「一定額分」】(退職・合計)	年度内に普通交付金の確定処理(市町村から県への実績報告等)を完了するため、2月診療分の診療報酬は、概算額(一定額)での請求となります。
2	市町村 ⇒ 連合会	3月28日(金)まで	「普通交付金にかかる診療報酬の決定額通知書(一定額分)」を送付願います。	診療報酬(国保一般・退職)欄のみの記載となります。 ～記載例1
3	連合会 ⇒ 市町村	4月4日(金)	2月診療分「払込請求書(赤刷)」(確定分)を送付。	審査確定後の「診療報酬」、「高額療養費」、「療養費」、「審査支払手数料」に係る「払込請求書」。
4	連合会 ⇒ 県	4月9日(水)	2月診療分の普通交付金を請求。	
5	市町村 ⇒ 連合会	4月15日(火)まで	「普通交付金にかかる診療報酬等の決定額通知書」を送付願います。	診療報酬(国保一般・退職)については、確定額を記載してください。～記載例2
6	県 ⇒ 連合会	4月18日(金)	2月診療分の普通交付金を納入。	
7	連合会 ⇒ 市町村	4月21日(月)	2月診療分の「国民健康保険診療報酬等計算書」を送付。	差額欄へ記載される金額(「一定額分」-「確定額分」)が返還金となります。～別紙1
8	市町村 ⇒ 連合会	5月13日(火)まで	返還金に係る請求書を送付願います。～記載例3	不足額が生じた場合は、本会から県に請求します。
9	連合会 ⇒ 市町村	5月28日(水)	返還金を納入。	

※2月診療分の概算額(一定額分)の算定方法等については、県高齢福祉保険課からの令和7年2月5日付事務連絡を参照ください。

※返還金の手続きについては、後日県より別途通知します。